特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	服装健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

服装健康保険組合（以下「当組合」という。）は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

服装健康保険組合

公表日

令和8年9月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	適用、給付及び徴収関係事務
②事務の概要	＜制度内容＞ 　当組合は健康保険法（大正11年法律第70号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 　その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動を行っている。 　また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（社会保険診療報酬支払基金が令和8年10月に改称。以下「DX審査支払機構」という。）に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理をDX審査支払機構に一元的に委託することが可能になった。 　当組合の加入者は、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に所在する紳士服、婦人子供服及びその他の衣服の縫製仕上加工、小売並びにレンタルを主たる業とする事業所（メリヤス、布帛製品及び製造卸業並びに割賦販売業の事業所を除く）の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者（一般加入者）、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者（任意継続加入者）で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を失う。 ＜事務内容＞ 　当組合が行う事務のうち、番号法別表の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 　なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になり、令和8年11月以降、この公的電子申請環境がマイナポータルからe-Gov・審査支援サービスに移行する。（※1）。 1．適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。）を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づきDX審査支払機構を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を入手（※2） (3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報（以下、「公金受取口座情報」という。）（被保険者が希望する場合に限る。）は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※3） (5)資格確認書（又は資格情報のお知らせ）や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照

	(6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照 (※1)マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来からDX審査支払機構に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク(以下「オンライン請求NW」という。)を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。 令和8年11月以降のe-Gov・審査支援サービスも政府が運営するオンラインサービスで、これに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来からDX審査支払機構に接続して使用していた オンライン請求NWを利用する。なお、e-Gov・審査支援サービスは申請データの内容をシステム 的に審査する機能を有するが、運営主体が内容の閲覧等はできないようにシステム上制御されている。 (※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、DX審査支払機構経由で中 　間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。 (※3)従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いてDX審査支払機構の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データをDX審査支払機構の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る届出書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引 (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※4) (4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※4)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データをDX審査支払機構の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。 3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)任意継続被保険者の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について、資格関係情報等の参照
③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 2. 中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法　第9条第1項(利用範囲)　別表　項番2 ・住民基本台帳法　第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項及び同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	

	107条、第108条、第176条 （委託の根拠）・健康保険法　第205条の4　第1項及び第2項 当組合は、健康保険法の規定に基づき、DX審査支払機構に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体はDX審査支払機構である。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	（1）総務課　（2）業務課
②所属長の役職名	（1）総務課長　（2）業務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒113－0021 東京都文京区本駒込6－2－19 服装健康保険組合　総務課 電話　03-3946-8561
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒113－0021 東京都文京区本駒込6－2－19 服装健康保険組合　総務課 電話　03-3946-8561
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手や使用、保管・廃棄等の事務において、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、人為的ミスが発生するリスクを防ぐための安全管理措置を行う。 ・地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合や照会をした場合、5情報（氏名、氏名振り仮名、生年月日、性別、住民票住所）が一致することを必ず確認する。 ・紙媒体の届出書から個人番号等を健保業務の基幹システムに登録（入力）する際には、届出書との読合わせやダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹システム(健保業務システム)において、職員毎に担当業務に必要なシステム及び特定個人情報ファイルにだけアクセスできる権限を付与し、その中でも個人番号の取扱い・閲覧等ができる担当者を最小限に限定してシステム的に制御しており、各職員が担当していない業務に関する個人番号の取扱い・閲覧等や特定個人情報の紐付が行えない対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		〈制度内容〉の中段に以下の文章を追加 　また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		〈事務内容〉の1の（3）及び（4）を（6）及び（7）とし、（3）、（4）及び（5）として次の文章を追加 （3）事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得（※1） （4）平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新 （5）他の保険者から新規加入してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認（※2） （※1）地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。 （※2）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		〈事務内容〉の2の（3）を（5）とし、（3）及び（4）として次の文章を追加 （3）給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認（※3） （4）情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録 （※3）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（参考）システム開発と特定個人情報保護評価のスケジュール 　番号制度導入に係るシステム開発は、上記1～3の事務を実現する第1次開発と、外部機関との情報連携を実現する第2次開発の2段階で実施する予定である。 　今般の特定個人情報保護評価は第1次開発に係る評価であり、第2次開発を含めた評価については、システムの仕様が明らかになった後に本評価書の追加・変更を行い、評価の再実施を行う予定である。	削除	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。）	1．健康保険組合事務基幹システム（以下「基幹システム」という。） 2．医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．番号法 ・第9条第1項（利用範囲）別表第一 第2項 2．主務省令 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第2条	・番号法第9条第1項（利用範囲）別表第1第2項 　番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第2条 ・住民基本台帳法第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供）	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法　第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （照会）別表第2項番3 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条 （提供）別表第2項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 （委託の根拠）・健康保険法第205条の4第1項及び第2項 当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課	（1）総務課　（2）業務課	事後	
平成28年9月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	事務長	（1）木村勝利　（2）隅知幸	事後	
平成31年3月25日	表紙 評価書名	服装健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務　基礎項目評価書	服装健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務　基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	〈制度内容〉の後段 当組合の加入者は、関東甲の縫製業及び衣服の販売の	〈制度内容〉の後段 当組合の加入者は、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に所在する紳士服、婦人子供服及びその他の衣服の縫製仕上加工並びに小売を主たる業とする事業所（メリヤス、布帛製品及び製造卸業並びに割賦販売業の事業所を除く）の	事後	
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（5）他の保険者から新規加入してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認（※2）	〈事務内容〉の1の（1）を削除し、（2）から（7）を（1）から（6）にするとともに（4）（変更前の（5））及び（6）（変更前の（7））を次のとおり変更する。 （4）他の医療保険者等から異動してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認（※2） （6）月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照	事後	
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	事務内容〉1の※1及び※2 （※1）地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。 （※2）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事務内容〉1の※1及び※2 （※1）地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会する。 （※2）従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符合を用いた照会データに変換して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	〈事務内容〉の2の※3 （※3）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	〈事務内容〉の2の※3 （※3）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符合を用いた照会データに変換して行う。	事後	
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法（提供）別表第2項番120	番号法（提供）別表第2項番119	事後	
平成31年3月25日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	（1）木村勝利　（2）隅　知幸	総務課長　業務課長	事後	
令和2年9月29日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		＜事務内容＞に、電子申請を追加 『　なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になる（※1）。』 『（※1）マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク（以下「オンライン請求NW」という。）を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。』	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和4年7月13日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)により豪番号を事後に変更
令和4年7月13日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金 口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付 支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネット ワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者 の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和4年7月13日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜事務内容＞ 当組合が行う事務のうち、番号法別表 1 の項番 2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (2) 事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本 4 情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構 から個人番号や基本 4 情報を入手（※ 2） (5)健康保険被保険者証 の発行や 高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 （※2 ）地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本 4 情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会する。	＜事務内容＞ 当組合が行 う事務のうち、番号法別表の項番 2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務（加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務） (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は（氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下「 5 情報」という。）を確認する必要がある場合、住民基台帳法第 30 条の 9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構 から個人番号や 5 情報を入手 （※ 2） (5) 健康保険被保険者証（令和 6 年 12 月 2 日以降は資格確認書 ）や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 （※2 ）地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や 5 情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会する。	事後	番号法 、健康保険法、主務省令等の 改正により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅰ-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第 9 条第 1 項(利用範囲) 別表第 1 項番 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第 2 条 ・住民基本台帳法 第 30 条の 9 (国の機関等への本人確認情報の提供)	・番号法 第 9 条第 1 項(利用範囲) 別表 項番 2 ・住民基本台帳法 第 30 条の 9 (国の機関等への本人確認情報の提供)	事後	番号法改正により事後に変更
令和8年3月1日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法 第 19 条第 8 号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第 2 項番 3 、番号法別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 3 条 (提供)別表第 2 項番 1 、2 、3 、4 、5 、9 、12 、15 、17 、22 、26 、27 、33 、39 、42 、43 、58 、62 、78 、80 、87 、93 、97 、106 、109 、120 番号法別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 10 条の 2 、第 11 条の 2 、第 12 条の 3 、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条の 2 、第 24 条の 2 、第 25 条、第25 条の 2 、第 31 条の 2 の 2 、第 33 条、第 41 条の 2 、第 43条、第 44 条、第 46 条、第 49 条、第 53 条、第 55 条の 2 、第 59 条の 3 (委託の根拠)・健康保険法 第 205 条の 4 第 1 項及び第 2 項	・番号法 第 19 条第 8 号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表 3 の項及び同命令第 5 条 (提供)番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2 条の表 2 、6 、13 、27 、38 、42 、48 、56 、65 、69 、83 、87 、115 、125 、131 、137 、141 、145 、158 、161 、164 、165 、166 、173 の項及び 同命令第 4 条、第 8 条、第 15 条、第 29 条、第 40 条、第 44条、第 50 条、第 58 条、第 67 条、第 71 条、 第 85 条、第89 条、第 117 条、第 127 条、第 133 条、第 139 条、第 143 条、第 1 47 条、第 160 条、第 163 条、第 166 条、第 167 条、第 168 条、第 175 条 (委託の根拠)・健康保険法 第 205 条の 4 第 1 項及び第2項	事後	番号法改正により事後に変更
令和8年3月1日	Ⅰ-9. 規則第 9 条第 2 項の適用 Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		Ⅰ-9. 規則第 9 条第 2 項の適用 Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 の項目を追加	事後	特定個人情報評価指針の改正による評価書の様式改正のため事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜事務内容＞ なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になった（※1）。 （※1）マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク（以下「オンライン請求NW」という。）を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。	＜事務内容＞ なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル（社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス）経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になり、令和8年11月以降、この公的電子申請環境がマイナポータルからe-Gov・審査支援サービスに移行する。（※1）。 （※1）マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来からDX審査支払機構に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク（以下「オンライン請求NW」という。）を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。 令和8年11月以降のe-Gov・審査支援サービスも政府が運営するオンラインサービスで、これに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来からDX審査支払機構に接続して使用していたオンライン請求NWを利用する。なお、e-Gov・審査支援サービスは申請データの内容をシステム的に審査する機能を有するが、運営主体が内容の閲覧等はできないようにシステム上制御されている。	事前	マイナポータルのe-Govへの移行はリスク対策の変更を伴わない修正
令和8年9月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 その他、評価書全般	記載文中の マイナポータル	記載文中の e-Gov・審査支援サービス	事前	マイナポータルのe-Govへの移行による名称の変更で、軽微な修正
令和8年9月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 その他、評価書全般	記載文中の 社会保険診療報酬支払基金 （以下「支払基金」という。）	記載文中の 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 （以下「DX審査支払機構」という。）	事前	改称により法人名及び略称の変更で、軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 その他、評価書全般	記載文中の 資格確認書	記載文中の 資格確認書（又は資格情報のお知らせ）	事前	資格確認書に代替する書類名を付記した軽微な修正